

この度は、「第 98 回 薬剤師国家試験 既出問題集【改訂版】」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

薬学ゼミナール編集 第 98 回 薬剤師国家試験 既出問題集【改訂版】 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P336 問題 302-303 5 行目	点滴静注 グラニトセトロン塩酸塩注射液	点滴静注 グラニセトロン塩酸塩注射液

下表は、第十七改正日本薬局方 第二追補(令和元年 6 月告示)に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P103 問 108 解説 選択肢 5 追加		※オンジの確認試験には、 Liebermann-Burchard 反応が用いられて いたが、JP17 第二追補により薄層クロ マトグラフィーに変更になった。

下表は、2019 年 12 月の薬剤師法改正に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P59 問 73 解説 選択肢 1	1 誤 絶対的欠格事由(①未成年者、② 成年被後見人、③被保佐人)のいずれか に該当する場合には、薬剤師免許は与え られない。(薬剤師法第 4 条)免許を取り消 された経歴をもつというだけでは、絶対的 欠格事由に該当するか判断できない。	1 誤 絶対的欠格事由(<u>未成年者</u>)に該 当する場合には、薬剤師免許は与えられ ない。(薬剤師法第 4 条)免許を取り消され た経歴をもつというだけでは、絶対的欠格 事由に該当するか判断できない。

下表は、2022 年 4 月の調剤報酬改定に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P352 問 316 解説 選択肢 1	誤 調剤報酬は、調剤技術料(調剤基本 料及び調剤料)、薬学管理料、薬剤料及 び特定保険医療材料料の 4 部で構成され る。	誤 調剤報酬は、調剤技術料(調剤基本 料及び <u>薬剤調製料</u>)、薬学管理料、薬剤 料及び特定保険医療材料料の 4 部で構 成される。
P352 問 316 解説 選択肢 4	誤 「重複投薬・相互作用等防止加算」 は、薬学管理料のうち、薬剤服用歴管理 指導料やかかりつけ薬剤師指導料に加算 される。	誤 「重複投薬・相互作用等防止加算」 は、薬学管理料のうち、 <u>調剤管理料</u> に加 算される。
P353 問 317 問題文 選択肢 1	1 調剤料は、調剤を行うことによる技術料 です。この場合は、内服 1 剤、外用 1 剤の 算定になります。	1 <u>薬剤調製料</u> は、調剤を行うことによる技 術料です。この場合は、内服 1 剤、外用 1 剤の算定になります。
P353 問 317 解説	正 調剤料の夜間・休日等加算は、……	正 <u>薬剤調製料</u> の夜間・休日等加算は、

選択肢 2	処方箋受付 1 回につき、 <u>調剤料</u> に加算できる。	……処方箋受付 1 回につき、加算できる。
P353 問 317 解説 選択肢 3	正 嚥下困難者に対し心身の特性に応じた剤形に製剤した場合、処方箋受付 1 回につき、 <u>調剤料</u> に加算できる。	正 嚥下困難者に対し心身の特性に応じた剤形に製剤した場合、処方箋受付 1 回につき、 <u>薬剤調製料</u> に加算できる。
P353 問 317 解説 選択肢 5 2 行目	正 ……処方内容が変更された場合に薬剤服用歴管理指導料又はかかりつけ薬剤師指導料に加算できる。	正 ……処方内容が変更された場合に <u>調剤管理料</u> に加算できる。